

熊本県障がい者自立支援協議会設置要項の 改正について

熊本県障がい者自立支援協議会設置要項の改正について（概要）

1 改正の趣旨

令和４年１２月の障害者総合支援法の改正により、協議会が関係機関等に情報提供や意見の表明等の協力を求めることができること、協議会関係者に対し守秘義務を課すこと等について明確化された。

また、改正法の令和６年４月施行に合わせて、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長及びこども家庭庁支援局長連名通知「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第８９条の３第１項に規定する協議会の設置運営について」(以下「通知」という。)が発出され、協議会の機能整理が行われたほか、効果的な協議会運営に向け取り組むべき事項について留意点が示されたところ。

上記経緯及び改正趣旨を踏まえ、熊本県障がい者自立支援協議会の設置要項を改正する。

2 改正の概要

- (１) 通知で示された「都道府県協議会の主な機能」を踏まえた協議事項の改正。
 - 第３「協議事項」
- (２) 障害者総合支援法改正により、協議会が関係機関等に情報提供や意見の表明等の協力を求めることができる旨、法律上明確化されたことに伴い、同旨の規定を新設。
 - 第７「会議」
- (３) 障害者総合支援法改正により、協議会の関係者等に守秘義務が課せられることが明確化されたことに伴い、同旨の規定を新設。
 - 第９「守秘義務」
- (４) その他所要の改正

3 施行期日(予定)

令和７年(２０２５年)４月１日

4 参考：都道府県自立支援協議会の位置付けの経緯等について

<平成１８年度(２００６年度)>

○障害者自立支援法施行(H18.4)

○障害者自立支援法施行に合わせて、国が地域生活支援事業を実施(H18.8)

・地域生活支援事業のうち、市町村が行う相談支援事業への評価・助言等の役割を担うために設置することが規定された。

もともとは相談支援事業に特化した協議会。

○熊本県障害者自立支援協議会設置(H19.1)

<平成２４年度(２０１２年度)>

○改正障害者自立支援法施行(H24.4)

・自立支援協議会の法定化。

- ・ 障害者等への支援の体制の整備を図ることを目的とした協議会に位置付け。
協議事項を相談支援に限定しない。

障害者自立支援法（抜粋）

（自立支援協議会の設置）

第 8 9 条の 2 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体及び障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（次項において「関係機関等」という。）により構成される自立支援協議会を置くことができる。

2 前項の自立支援協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

<平成 2 5 年度（2 0 1 3 年度）>

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行（H25.4）

- ・ 障害者総合支援法でも引き続き法定化。
- ・ 自立支援協議会の名称について、地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者家族の参画を明確化。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（抜粋）

（協議会の設置）

第 89 条の 3 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関・関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（次項において「関係機関等」という。）により構成される協議会を置くように努めなければならない。

2 前項の協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

<令和 6 年度（2 0 2 4 年度）>

○「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」施行（R6.4）

- ・ 協議会は地域の関係機関等に情報提供や意見の表明等の協力を求めることができることとし、協力を求められた関係機関等がこの求めに応じることについて努力義務化。
- ・ 個別の支援に係る検討に基づく地域の支援体制の検討の明確化に伴い、協議会関係者に対し、守秘義務を課す。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（抜粋）

（協議会）

第八十九条の三 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下この条において「関係機関等」という。）により構成される協議会（以下この条において単に「協議会」という。）を置くように努めなければならない。

- 2 協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への適切な支援に関する情報及び支援体制に関する課題についての情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。
- 3 協議会は、前項の規定による情報の共有及び協議を行うために必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。
- 4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。
- 5 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由なしに、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 6 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

熊本県障がい者自立支援協議会設置要項 新旧対照表

新	旧
熊本県障がい者自立支援協議会設置要項 (趣旨) 第1 この要項は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第89条の3第1項に基づき設置する熊本県障がい者自立支援協議会(以下「県自立支援協議会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。 (主宰者) 第2 県自立支援協議会は、熊本県が主宰する。 (協議事項) 第3 県自立支援協議会は、以下の各号に掲げる事項について協議するものとする。 (1) 県内の地域自立支援協議会から報告された障がい者等への支援体制に関する課題の共有、検討及び助言 (2) 各障がい保健福祉圏域(以下「圏域」という。)の相談支援体制の整備状況、課題、ニーズ等の把握、評価及び助言 [削除] (3) 相談支援従事者及び障害福祉サービス等従事者の人材確保・養成方法(研修のあり方を含む。)に関する検討 (4) 熊本県障がい福祉計画の策定並びに進捗状況の把握及び助言 (5) 県内における関係機関の連携強化、広域的な社会資源の開発・改善等に向けた協議 (6) 地域自立支援協議会との連携 (7) 県内市町村が設置・運営する基幹相談支援センターの評価・助言並びに実施する基幹相談支援センター機能強化事業の評価・助言 (8) 都道府県相談支援体制整備事業によって実施する市町村等への支援内容及び配置するアドバイザーの職種や人員等に関する協議 (9) その他(障がい者の相談支援等に係る広域的又は複数圏域にまたがる課題等)に関し、県自立支援協議会で必要と判断された事項に関する検討等) (組織) 第4 県自立支援協議会は、20人以内の委員を持って構成する。	熊本県障がい者自立支援協議会設置要項 (趣旨) 第1 この要項は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第89条の3第1項に基づき設置する熊本県障がい者自立支援協議会(以下「県自立支援協議会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。 (主宰者) 第2 県自立支援協議会は、熊本県が主宰する。 (事項) 第3 県自立支援協議会は、以下の各号に掲げる事項について協議するものとする。 (1) 県内の地域自立支援協議会から報告された課題に対する検討及び助言 (2) 各障がい保健福祉圏域(以下「圏域」という。)の相談支援体制の整備状況の評価及び助言 (3) 各圏域の相談支援体制のあり方に関する検討 (4) 相談支援従事者の人材確保・養成方法(研修のあり方を含む。)に関する検討 (5) 県障がい福祉計画の策定及び進捗状況についての助言 (6) 県内における関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等に向けた協議 [新設] (7) 県内市町村が実施する基幹相談支援センター等機能強化事業の評価・助言 (8) 県相談支援体制整備事業によって配置するアドバイザーの職種や人員等に関する協議 (9) その他(障がい者の相談支援等に関し、県自立支援協議会で必要と判断された事項に関する検討等) (組織) 第4 県自立支援協議会は、20人以内の委員を持って構成する。

2 委員は、障がい者の保健・医療・福祉関係者、障がい者関係団体並びに障がい者等及びその家族、相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、障がい者にかかる教育・雇用関係者等のうちから、主宰者が依頼する。

(任期)

第5 委員の任期は、2年とし、再任を妨げないものとする。

(会長)

第6 県自立支援協議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故あるとき、又は会長がかけたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7 県自立支援協議会の会議は、主宰者が招集する。

2 県自立支援協議会は、第3に掲げる事項について情報の共有及び協議を行うために必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。

(専門部会)

第8 県自立支援協議会は、必要に応じ、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の設置及び運営に必要な事項は、障がい者支援課長が別に定める。

(守秘義務)

第9 県自立支援協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由なしに、県自立支援協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第10 県自立支援協議会の庶務は、障がい者支援課において処理する。

(雑則)

第11 この要項に定めるもののほか、県自立支援協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(附則)

2 委員は、障がい者の保健・医療・福祉関係者、障がい者関係団体並びに障がい者等及びその家族、相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、障がい者にかかる教育・雇用関係者等のうちから、主宰者が依頼する。

(任期)

第5 委員の任期は、2年とし、再任を妨げないものとする。

(会長)

第6 県自立支援協議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故あるとき、又は会長がかけたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7 県自立支援協議会の会議は、主宰者が招集する。

[新設]

(部会)

第8 協議会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会の設置及び運営に必要な事項は、障がい者支援課長が別に定める。

[新設]

(庶務)

第9 県自立支援協議会の庶務は、障がい者支援課において処理する。

(雑則)

第10 この要項に定めるもののほか、県自立支援協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(附則)

この要項は、平成19年1月19日から施行する。 (附則) この要項は、平成25年1月21日から施行し、平成24年4月1日から適用する。 (附則) この要項は、平成25年3月5日から施行する。 (附則) この要項は、平成25年12月11日から施行し、平成25年4月1日から適用する。 (附則) この要項は、平成31年4月1日から施行する。 <u>(附則)</u> <u>この要項は、令和7年〇月〇日から施行する。</u>	この要項は、平成19年1月19日から施行する。 (附則) この要項は、平成25年1月21日から施行し、平成24年4月1日から適用する。 (附則) この要項は、平成25年3月5日から施行する。 (附則) この要項は、平成25年12月11日から施行し、平成25年4月1日から適用する。 (附則) この要項は、平成31年4月1日から施行する。 [新設]
--	---

熊本県障がい者自立支援協議会設置要項（案）

（趣旨）

第1 この要項は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第89条の3第1項に基づき設置する熊本県障がい者自立支援協議会（以下「県自立支援協議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（主宰者）

第2 県自立支援協議会は、熊本県が主宰する。

（協議事項）

第3 県自立支援協議会は、以下の各号に掲げる事項について協議するものとする。

- （1）県内の地域自立支援協議会から報告された障がい者等への支援体制に関する課題の共有、検討及び助言
- （2）各障がい保健福祉圏域（以下「圏域」という。）の相談支援体制の整備状況、課題、ニーズ等の把握、評価及び助言
- （3）相談支援従事者及び障害福祉サービス等従事者の人材確保・養成方法（研修のあり方を含む。）に関する検討
- （4）熊本県障がい福祉計画の策定並びに進捗状況の把握及び助言
- （5）県内における関係機関の連携強化、広域的な社会資源の開発・改善等に向けた協議
- （6）地域自立支援協議会との連携
- （7）県内市町村が設置・運営する基幹相談支援センターの評価・助言並びに実施する基幹相談支援センター等機能強化事業の評価・助言
- （8）都道府県相談支援体制整備事業によって実施する市町村等への支援内容及び配置するアドバイザーの職種や人員等に関する協議
- （9）その他（障がい者の相談支援等に係る広域的又は複数圏域にまたがる課題等に関し、県自立支援協議会で必要と判断された事項に関する検討等）

（組織）

第4 県自立支援協議会は、20人以内の委員を持って構成する。

- 2 委員は、障がい者の保健・医療・福祉関係者、障がい者関係団体並びに障がい者等及びその家族、相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、障がい者にかかる教育・雇用関係者等のうちから、主宰者が依頼する。

（任期）

第5 委員の任期は、2年とし、再任を妨げないものとする。

(会長)

第6 県自立支援協議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故あるとき、又は会長がかけたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7 県自立支援協議会の会議は、主宰者が招集する。

2 県自立支援協議会は、第3に掲げる事項について情報の共有及び協議を行うために必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。

(専門部会)

第8 県自立支援協議会は、必要に応じ、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の設置及び運営に必要な事項は、障がい者支援課長が別に定める。

(守秘義務)

第10 県自立支援協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由なしに、県自立支援協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第11 県自立支援協議会の庶務は、障がい者支援課において処理する。

(雑則)

第12 この要項に定めるもののほか、県自立支援協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(附則)

この要項は、平成19年1月19日から施行する。

(附則)

この要項は、平成25年1月21日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

(附則)

この要項は、平成25年3月5日から施行する。

(附則)

この要項は、平成25年12月11日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

（附則）

この要項は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

（附則）

この要項は、令和 7 年〇月〇日から施行する。

- ・ 都道府県自立支援協議会は、都道府県全域の障害者等への支援体制の整備に向け、主導的役割を担う協議の場として設置されるもの。

都道府県協議会の主な機能

- ・ 都道府県内における障害者等への支援体制に関する課題の共有
- ・ 都道府県内における相談支援体制の整備状況、課題及びニーズ等の把握
- ・ 都道府県内における関係機関の連携強化
- ・ 都道府県内における広域的な社会資源の開発・改善等に向けた協議
- ・ 相談支援従事者及び障害福祉サービス等従事者の人材確保・養成方法（研修のあり方を含む。）の協議
- ・ 都道府県障害福祉計画の進捗状況の把握及び必要に応じた助言
- ・ 市町村協議会等各地域の協議会との連携（市町村協議会ごとの課題、ニーズ等を含む。）

【留意点：効果的な協議会運営のための取組】

- ・ 都道府県内の相談支援の提供体制の状況等を踏まえ、相談支援従事者研修の規模や研修内容、研修講師の養成等についての協議（市町村等の地域で実施されるOJT との有機的な連携等を含む）
- ・ 都道府県相談支援体制整備事業によって実施する市町村等への支援の内容及び配置するアドバイザーの職種や人員等に関する協議
- ・ 管内市町村が設置・運営する基幹相談支援センターの評価・助言、実施する基幹相談支援センター機能強化事業の評価・助言
- ・ 相談支援に係る広域的課題、複数圏域にまたがる課題の解決に向けた協議（離島等の社会資源が極めて少ない地域に対して、当該地域の相談支援事業者が質の高い相談支援を提供できるようにするための体制等についての協議を含む。）
- ・ 障害者虐待の未然の防止、早期発見・早期対応に向けた体制構築に関する協議

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第89条の3第1項に規定する協議会の設置運営について」（令和6年3月29日 障発0329第26号、こ支障89号）

留意事項

- ・ 都道府県は市町村に対し、基幹相談支援センターの設置の促進及び適切な運営の確保のため、市町村の区域を超えた広域的な見地からの助言等の援助を行うよう努めるものとされていることを踏まえ、小規模な市町村等、相談支援の体制整備が進んでいない市町村等に対して必要な支援を行うこと。
- ・ 都道府県協議会において、配置するアドバイザーの職種や人員等について協議すること。

アドバイザー

- ・ 地域における相談支援体制整備について実績を有する者
- ・ 相談支援事業に従事した相当基幹の経験を有する者
- ・ 社会福祉など障害者支援に関する知識を有する者

